

(様式第2号)

平成30年度第3回 芦屋市景観認定審査会 会議要旨

日時	平成30年6月26日(火) 9:30~12:00
場所	東館3階 小会議室1
出席者	会長 山下 淳 委員 前田 由利, 嘉名 光市, 宮前 保子, 角松 生史 事務局 白井都市計画課課長, 川島都市計画課係長, 山本都市計画課主査, 脇都市計画課課員
事務局	都市建設部都市計画課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 会議を公開することにより, 当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるため及び審議の内容に個人情報, 法人情報が含まれるため。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開 会
- (2) 議 事

ア 大規模建築物の景観地区内における建築物等の計画の認定審査について

- (ア) 共同住宅(浜町147番2)
- (イ) 共同住宅(南宮町163番18)
- (ウ) 一戸建ての住宅(南浜町1番13)

イ 景観地区内における建築物等の認定状況について

ウ その他

2 審議経過

- (1) 大規模建築物の景観地区内における建築物等の計画の認定審査について

ア 共同住宅(浜町147番2)

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議の結果及び景観配慮方針について事務局より説明を行い, 審議を行った。

〔決議事項〕

認定してよいと判断する。

〔付帯意見〕

常時地上5段の機械式駐車場は非常に圧迫感のある工作物であり, 良好な景観を形成しているとは言い難い。本計画では, 配置計画や修景植栽等により, 周辺からの見え方については一定の配慮がされているものの, 計画地に住まう人及び隣接地からは視認できるため, できる限り地下に埋設する等, 住民及び近隣住民に対しても景観上の配慮がされるべきところである。

また, 計画地は東西に長い敷地であるため, 南側の通り景観に対して, 圧迫感の軽減等の配慮が求められる。本計画では, 壁面デザインにより工夫が施されているが, 本来, 計画敷地の規模からすると分棟及び分節されるべき敷地条件であり, 根本的に建物の配置については検討が求められるところである。

イ 共同住宅（南宮町163番18）

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議の結果及び景観配慮方針について事務局より説明を行い、審議を行った。

〔決議事項〕

不認定とすべきものと判断する。

ウ 一戸建ての住宅（南浜町1番13）

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議の結果及び景観配慮方針について事務局より説明を行い、審議を行った。

〔決議事項〕

認定してよいと判断する。

(2) 景観地区内における建築物等の認定状況について

平成30年5月22日から平成30年6月25日までの認定状況について報告を行った。